

2017年度 経過報告

1. 障がい者福祉の制度をめぐる動き

我が国が国連の「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）を批准し、締約国として歩み始め

て4年が経過しました。2015年4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が施行されました。内閣府の作成したリーフレットには、『障がいのあるなしに関わらず、すべての命は同じように大切であり、かけがえのないものです。』という解説と共に、『不当な差別的取り扱い』の禁止と『合理的配慮』の提供が役所や事業所に求められることを記しています。

しかし、障がい児者、高齢者、子どもに対する殺傷事件や虐待など悲惨な事件が後を絶ちません。なぜこのような事件が繰り返されるのか、再び起こさないためにこれからどうしていけばいいのか、この国のあり方を問い直すとともに、私たちすべてに関わる重い課題として受け止めていかなければなりません。

また、昨年5月には、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険等の一部を改正する法律」（地域包括ケア強化法）が衆参両院とも十分に審議を尽くされないまま、可決成立しました。31もの法律の一括改正、「『我が事・丸ごと』地域共生社会」の実現に向けての第一歩と位置付けられましたが、公的サービスをさらに「商品化」とするとともに住民同士の「助け合い（互助）」を法律でしぼることが推し進められるなかで、今年3月には、3年に一度の障がい分野の報酬改定が行われました。

今回の報酬改定は、就労継続支援事業所や放課後等デイサービス、相談支援など幅広い分野で様々な影響が出ています。放課後等デイサービスについて見れば、医療的ケアへの評価が手厚くなり

医療的ケアの必要な子どもの受け入れの拡充が期待できるといった前進面もありました。しかし、個々の子どもの支援の必要度を「厚労省が定めた指標によって判断」して区分けし、従来は一律だった単価設定が「指標該当」と「それ以外」に二分されたこと、一日のサービス提供時間が短い事業所について短時間報酬が設定されたこと、送迎の費用が切り下げられたことなど、より複雑でわかりにくい制度となりました。こうした制度改定は、利潤追求型の事業者の撤退には必ずしも結びつかず、むしろ人員配置を手厚くしている事業所の経営を圧迫する結果を招きかねません。

また、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」の改正案が、いま開かれている国会に提出されています。今回の改正案では、まず法の理念として、「共生社会の実現」、「社会的障壁の除去」が、国及び国民の責務として明記され、公共交通事業者によるハード・ソフト両面で一体的なとりくみをすすめることなどが謳われていますが、バリアフリーのまちづくりに向けた地方自治体の具体的なプランづくりについても規定しています。

障がいのある人たちの切実なニーズに応えられる地域づくりのためには、こうした制度の改変、
政
治の動向にしっかりと目を向けながら、当事者・家族・関係者が手を携えて行政に声を届けるとりくみが必要です。

支援の質に関わる指針として、厚生労働省は2015年4月、放課後等デイサービスガイドラインを策定し

併せて2016年には設置基準の一部を改定しました。引き続き、2017年には児童発達支援ガイドラインが策定されました。「子ども本人の意思を尊重し、子ども本人の最善の利益を考慮することが必要である」と明記されています。当法人で実施している日中一時支援等においてもこれらのガイドラインの大切な部分は生かしていきたいと思っております。

川崎市でも、国の法改正を受けてさまざまな影響がありました。

2013年4月から相談支援の体制が変わり、7区すべてに基幹型相談支援センター1ヶ所と地域型相談支援センター3ヶ所が設置され、これまでのような施設併設ではなく、独立して運営されるようになりました。利用者の皆さんが、居住区の相談支援センターを利用されるよう切り替え引き継ぎも進められてきました。また、計画相談を担う相談支援センターも増えてきました。しかし、2015年度から制度の利用にあたって個々に利用計画を作成してもらい、その利用計画をもとに各区で支給決定を受けるしくみに変わったため、誕生日までの計画作りが間に合わず、支給決定が遅れてしまう事例が2017年度中も多々ありました。また、サービス利用のための計画作りが安直に進められ、利用者本人のトータルな生活プラン、最善の利益にかなったものにしていく真摯なとりくみが置き去りになる傾向もまだまだ見られます。特に子どもの場合、親の都合が優先されるという懸念もぬぐえません。

今年3月には第4次ノーマライゼーションプラン（改訂版）が発表されましたが、このプランには基本理念として「自立と共生の地域社会の実現」を掲げ、「ライフステージに応じた総合的な支援体制の構築」「多様な主体の参画によるともに支え合う地域の実現」「だれもが安心・安全で生活しやすいまちづくりの推進」という3つの視点が中心に据えられています。そして、障がい者計画は地域包括ケアシステムのなかに大きく包み込まれています。具体的には様々なサービスについて、2020年までの第5期計画として数値目標が掲げられていますが、川崎市単独の事業として地域生活に密着した支援が行われてきた生活サポート事業（あんしんサポートやファミリーサポートなど）については全く触れられていないなど、当法人の利用者のみなさんの今後の生活に直接関わる不安な面もあります。

これからも、会員はじめ利用者の方々の声を行政に届けるよう努めていく必要があります。

こうした複雑な状況の中でも、人権・基本的自由の享有、人としての尊厳の尊重、などなど、さらに前進するよう、法人としても努めていきたいという思いに変わりません。

2. わになろう会全体のとりくみ

上記のような法制度のさまざまな改変のなかで、わになろう会ではこの一年間も、当事者・ご家族

の地域生活を支えるためにできる限りのとりくみを進めてきました。公的制度に則って事業の継続をはかるため、次の通り、行政との協力や委託契約の締結や申請書の提出をし、それぞれの事業にとりくみました。

☆ 中原区子どもの発達支援事業（就学前） 従来の委託契約とは形を変え、中原区の事業に当法人

が担当者を派遣し、保護者セミナーの運営に協力してきました。

- ☆ 川崎市移動支援事業等従事者養成事業 委託契約 H29年4月1日～H30年3月31日
- ☆ 自家用有償旅客運送者登録申請 登録の有効期限 H27年9月11日～H30年9月10日
- ☆ 移動支援事業・生活サポート事業申請 指定事業 H24年10月1日～H30年9月30日
- ☆ 居宅介護従事者等養成研修事業者指定申請 (神奈川県) H27年11月25日
- ☆ 川崎市障害児タイムケア事業 委託契約 H29年4月1日～H30年3月31日 終了
- ☆ 地域活動支援センター[Seeds]事業者申請 H29年4月1日～H30年3月31日
- ☆ 日中一時支援障害児者一時預かり事業者指定申請 H26年4月1日～H32年3月31日
- ☆ ふれあいガイド(企画型)事業届出 那須ツアー 年間3回 毎年5月届出
夏休みを楽しくすごす会 年4日間 毎年5月届出

これら、地域生活のニーズに応えるとりくみを懸命に続けていますが、日々通学通所などの支援を必要としている人たちは増え続け、支援スタッフの不足により要望に応え切れていないという現実があります。これまで担い手として頑張ってきた方達の高齢化という切実な問題もあり、新たな従事者の養成とともに制度の整備・充実も大きなかだいです。

3. サポートハウスわにの家を拠点として、次の事業にとりくみました。〈詳しくは事業報告参照〉

- 相談(契約に基づかないフリーな相談・自主事業)
- **障害児**一時預かり(対象:原則として、3歳児～小学生)
- **障害者**一時預かり(対象:成人)
- 移動支援・あんしんサポート・ファミリーサポート・ふれあいガイド(企画型)
- 移動支援等従事者養成研修事業(川崎市から受託)
- 福祉有償運送事業
- 発達支援事業・保護者セミナー(中原区への協力 対象:就学前幼児の保護者)
- 進路学習会、研修、会報発行 などなど

4. 麻生区での活動もますます大きくひろがってきました。〈詳しくは事業報告参照〉

- **障害児者**一時預かり(Yo-u-Yo-uクラブ・自由工房・P-l-a-c-e)
- タイムケアモデル事業(対象:中学生・高校生)
- 地域活動支援センター S e e d s 2014年4月にスタートして4年経過
- 生活介護事業所の開設準備

5. 法人としての体制の整備

- 年間8回の理事会開催、理事会を行わない月には月例会を行い、会の運営について相談、決定を

してきました。夜の会議に参加が困難な理事も多く、書面出席者が増えてきた状況を考え、理事会月例会を16:00～18:00、19:00～21:00開催の2部制にして4年が経ちま

した。その結果、2017年度も理事会への参加者数はかなり増え、理事の意見を直接聞く機会が増えました。しかし、2月以降2部制の運営が困難になり、19:00からの開催に変更しました。

- 川崎北労働基準監督署の立ち入り調査、指導に基づき、就業規則を作成し、届出をして5年が経過しました。休業補償・安全推進担当者の配置など当法人で働かれる皆さんが安全に安心して働ける条件はかなり改善されましたが、現実の日々の活動の中での休憩時間・有給休暇の保障などの規則の遵守は依然として難しい課題です。

さらに、2014年2月には当法人で週30時間以上勤務されている人たちを対象に、健康保険、厚生年金への加入手続きをおこないました。対象者は、事業の拡大とともにすこしずつ増え、2017年度末には17名となり、今後も従事者の皆さんの勤務状況に応じて対応していく予定です。また、労働保険については、労災保険はすべての従事者を対象に掛金を負担してきましたが、週20時間以上の勤務をされている皆さんを対象とする雇用保険については2017年度の早い時期に加入するという方針をまだ実現できませんでした。早急な対応が必要です。

- 所得税の源泉徴収に関して、2015年11月川崎北税務署からの立ち入り調査があり、以後指摘さ

れた内容の改善を図ってきました。この法人の事業に携わり、僅かでも報酬を受け取られている従業者の皆さんの理解と協力により源泉徴収がスムーズに実施されています。

併せて、川崎市からの要請により平成27年度分の市・県民税についても給与から差し引き、一括して納税することになりました。28年度以降の市・県民税については川崎市だけでなく、従業者の居住する市町村すべてから源泉徴収の依頼が届いており、賃金台帳の整備等、必要な事務の整備を進めてきました。マイナンバー制度の導入という新たな課題について、2016年12月に当法人すべての従業者を対象に説明会をおこない、法人としての対応についてご理解をいただきました。また、説明会へ欠席された方達全員に文書による周知徹底を図り、以後あらたに従業員となられた皆さんにはその都度「扶養控除等申告書」およびマイナンバーの提出をお願いしています。

- 事業の拡大に伴い、財政の規模も大きく膨らみ、会計処理が煩雑になってきたため、2013年度からNPO法人の新会計基準に即応した会計ソフト「会計王」を採用し、会計処理の合理化を図って5年経ちました。会計事務担当者はソフトの活用慣れては来たものの、適切な会計処理については専門家の指導助言がときに必要な状況です。

6. 他団体との連携、主な活動

(1) 地域のネットワーク

- ① 障害者地域自立支援協議会 2017年度は、専門委員会に分かれての活動に継続してとりくみました。中原区では児童委員会に参加しましたが、毎月の参加はできませんでした。麻生支部では麻生区の自立支援協議会等に参加しました。
- ② 中原区社会福祉協議会ボランティアセンター運営委員会に所属、ボランティアセンター主催の研修の企画について話し合いに参加しました。
- ③ 中原区総合子どもネットワーク会議に参加、有益な情報交換ができました。

- ④ 中原区子どもの発達支援事業検討会に参加、保護者セミナー等の事業にスタッフを派遣するなどの協力をしました。
- ⑤ 中原区地域福祉計画の策定に検討委員として参加し、意見の反映に努めました。
- (2) 全市的なネットワーク
 - ⑥ 豊かな地域療育を考える連絡会に参加。定例会および夏休みを楽しくすごす会や11月23日のフォーラムなど、イベントの企画、運営に主体的に携わってきました。2017年度は、連絡会として障がい児の放課後・休日のくらしについての全市的な調査を実施しましたが、そのプロジェクト会議に参画し、調査の実施やその集計に積極的に関わってきました。
 - ⑦ 川崎市NPO法人連絡会に参加。月に1回の定例会には努めて参加。会計やNPO法人の運営についての学習会や情報交換に努めました。
 - ⑧ 川崎障害児者問題研究会、運営委員会に参加。年1回の研究集会（第38回）の企画・運営に主体的に携わりました。

<年間活動報告 一覧 参照>